

校則の見直しの流れ（案）

6月～7月

- ①クラス討議
各クラスで意見・要望をまとめる（施設、学校行事等も含む）
- ②代議員会（クラス委員長）
代議員で全体の意見・要望をまとめる
- ③生徒総会
生徒会より代議員会で集約した意見を提案する

8月

- ④生徒総会での提案事項を生徒指導部で協議、検討
 - ⑤生徒指導部の改訂（案）について校則見直し検討委員会で協議、検討
- 【校則見直し検討委員会】
- ・生徒会（2名）：生徒会長、副会長（2名）
 - ・PTA役員（3名）：会長、副会長（3名）、
 - ・教職員（5名）：教頭、生徒指導部（部長、副部長）、生徒会担当（2名）
- ※委員長はPTA会長
※副委員長は生徒会長、教頭

8月後半～9月前半

- ⑥提案内容について、校則見直し検討委員会委員の過半数の承認を得た場合、職員会議へ提案して校長が決裁。
※校則等に反映

12月～1月

- ⑦生徒会執行部において年間反省
※次年度改善点の確認を行う。